

## 少年サポートセンター運営要領(例規)

〔 昭和 54 年 6 月 27 日  
兵警少例規第 12 号 〕

少年補導所の設置及び運営要領を下記のように定め、昭和 54 年 7 月 1 日から実施する。  
なお、少年補導所設置要領の制定について（昭和 48 年兵警少例規第 24 号）は、廃止する。

### 1 制定の趣旨

この要領は、少年警察活動規程（平成 10 年兵庫県警察本部訓令第 15 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、少年サポートセンターの運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 少年サポートセンターの設置

- (1) 少年サポートセンターは、非行少年等の早期発見活動及び少年相談の処理を行うほか、関係機関、団体等と密接な連絡協調を図り、地域における少年の非行防止施策を適正かつ効果的に推進することを目的とする。
- (2) 少年サポートセンターの名称、設置場所及び活動区域は、少年サポートセンター設置場所等一覧表（別表）のとおりとする。

### 3 勤務員の配置

生活安全部少年育成課長（以下「少年育成課長」という。）は、少年補導職員及び少年警察活動規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号）第 2 条第 11 号に規定する知識及び技能を有する警部補以下の階級にある警察官を少年サポートセンターの勤務員（以下「勤務員」という。）として配置するものとする。

### 4 勤務員の任務

- (1) 勤務員は、少年育成課長の指揮を受け、次に掲げる職務を行うものとする。
  - ア 少年相談の受理及び処理
  - イ 少年相談に係る少年に対する継続補導
  - ウ 触法少年のうち、送致又は通告を要しないものに対する継続補導
  - エ 14 歳未満のぐ犯少年のうち、通告を要しないものに対する継続補導
  - オ 不良行為少年に対する継続補導
  - カ 被害少年に対する継続的な支援
  - キ 非行少年、不良行為少年、被害少年及び要保護少年に対する街頭補導
  - ク 非行少年及び不良行為少年のたまり場その他の有害環境の実態把握
  - ケ その他少年育成課長の命ずる事項
- (2) 勤務員は、関係機関・団体、児童委員、保護司、少年警察ボランティアその他の少年の健全な育成に資するための活動を行う者と緊密な連携を図り、少年の非行防止のための活動を行うものとする。

### 5 勤務要領

勤務員の勤務要領は、少年警察活動規程（平成 10 年兵庫県警察本部訓令第 15 号）及び少年警察活動規程の解釈及び運用について（平成 10 年兵警少例規第 22 号）の定めによるほか、次によるものとする。

(1) 街頭補導

街頭補導は、非行少年、不良行為少年及び要保護少年の早期発見及び有害環境の実態把握に欠くことのできない活動であることを念頭に置き、最大限の時間を確保するなど積極的に行うこと。

(2) 招致補導

街頭補導、少年相談等により、問題性が認められる少年を発見したときは、努めて少年サポートセンター等に招致し、その実態を究明すること。

(3) 学警連絡

学警連絡会等のほか、学校に対する訪問連絡を積極的に励行し、問題性のある児童、生徒の早期把握に努めること。

6 活動計画の策定及び実施結果報告

(1) 少年育成課長は、毎月 25 日までに翌月の月間活動計画（様式第 1 号）を策定するものとする。

(2) 勤務員は、前記(1)の月間活動計画に基づく実施結果を、実施結果報告書（様式第 1 号の 2）により、翌月の 5 日までに少年育成課長に報告するものとする。

7 少年事案等の処理基準

勤務員が認知した少年事案等については、次に掲げるものを除き、発見地を管轄する警察署の主管課（係）に引き継ぐものとする。ただし、当該事案の態様等から他の警察署に引き継ぐことが適当と認められる場合は、関係所属長と協議の上、措置するものとする。

(1) 継続補導を実施する必要があると認められる事案

(2) 認知した時点で、少年サポートセンターにおいて所要の一時的処理をする必要があると認められる事案

(3) 警察署の体制又は少年の事後補導上、共同で処理することが必要と認められる事案

8 備付簿冊

少年サポートセンターに、少年サポートセンター勤務日誌（様式第 2 号）のほか、少年警察活動規程に定める基礎資料その他必要な文書簿冊を備え付けるものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、少年補導職員の運用要領については、別に定める。